

奥州市消防団強化ビジョン（案）に係る意見公募（パブリックコメント）手続の結果について

1 意見公募（パブリックコメント）手続の実施概要

- (1) 意見募集期間 令和7年3月1日（土）～令和7年3月31日（月）
- (2) 閲覧場所 市ホームページのほか、市役所市民環境部危機管理課
- (3) 意見を提出できる方
 - ・奥州市に居住し、勤務し又は通学する者
 - ・奥州市に事務所、事業所を有する個人、法人又は団体
- (4) 意見の提出方法 住所、氏名等を明記し、「郵送」、「持参」、「FAX」、「電子メール」のいずれかの方法による。（電話・口頭受付不可）

2 意見の提出状況 提出者2人（うち団体0人、個人2人）、意見数 3件

3 意見への対応区分と件数

- A：計画へ反映させるもの 0件
- B：計画同趣旨あるいは記載済のもの 0件
- C：計画等に反映させないもの 0件
- D：その他、要望・意見・感想等 3件

4 意見とそれに対する検討結果等

No.	意見（概要）	検討の結果及びその理由（回答）	区分
1	【消防団の定数に関する意見】 団員の定数に対する不足について、奥州市の規模の場合の適正な団員数は、何人なのか。何を根拠に定数を決めたのか。条例にあるから、というのであれば条例でのこの数字の根拠は何か。 また、定数の検討にあたっては、再度、委員会（仮称）を立ち上げ、検討してはいかかが。	市町村が設置する消防団員の総数（定員数）は、消防力の整備指針（平成12年1月20日消防庁告示第1号）により、火災鎮圧予防、災害時における各種業務を円滑に遂行するために、「地域の実情」に応じて決定することとされています。奥州市消防団の定員数は、令和22年4月の発足時においては、2,350人でしたが、近年の人口減少の影響等で定員数の維持が困難となり、これまで2度の見直しを経て現在は1,900人となっています。 一方で、定員数の見直しは災害対応力の低下が懸念されるため、対応力の維持・強化を図る方向での組織編成も必要です。今後、消防団員による検討組織「（仮称）奥州市消防団組織再編検討委員会」を立ち上げ、消防団組織の機能及び配置などの検討を進める中で、効率的で効果的な消防団組織に必要な定数の検討も進めていく予定です。	D

2	【今後の進め方に関する意見】 地域説明会に参加したが、ビジョンの大枠については賛同するものである。 24ページ・今後の進め方について、再編の完成年度（施設設備の整備を含めた）の目標を示すべき。 現在在籍している団員にとって非常に重要な計画であり、早期の話であればモチベーションの向上につながるが、10年20年先の話となれば「いずれ統合されるから」と意識低下につながる。分団活動拠点施設の設置も1年1棟で30年かかるのでは現実味がない。市におかれましては早期事業完遂を目指し、予算措置のシミュレーションも含めてスピード感のある取り組みをお願いしたい。	令和7年度から検討を進める組織再編計画の策定・実施に際しては、管轄する分団や部、隣接する分団等の意見を尊重しつつ、自治会などの地域コミュニティとも綿密な調整を行い、住民の合意形成に努めていきたいと考えています。 そのため、再編の目標（完了）年度については地域ごとに異なる実情に配慮した形で、計画の中に明示する考えです。 また、施設設備整備計画については、再編計画を基に作成する予定ですが、その推進には一定の費用負担が伴います。 そのため、ビジョンに掲げる分団活動拠点施設の配置や資機材の集中配備については、大規模改修や配置替えなど、現有施設等の活用も視野に入れて進める必要があります。 計画策定にあたっては、こうしたことを加味しながら、再編計画が着実に推進され、効果的な環境整備が図られることを重視し、スピード感を持って取り組んでまいります。	D
3	【消防団の強化に向けた具体的な取組に関する意見】 17ページ・(1) 消防団員の確保への取り組みについて、女性団員の確保に向けた取り組みを強化されたい（したい）。現状消防団は男性主体で災害時に前線で活動するイメージが強く、勧誘時にためられる事がある。例えば災害時の後方支援、住民の避難誘導、応急手当等に業務を専門とする団員（男女問わず）の配置は考えられないか。身分待遇は団員と同等。そのうえで、消防本部が毎年実施している応急手当普及員養成講習（平日3日間）を団員向けに週休日等に分割して実施していただき、地域住民に救命講習を指導できる体制を構築したい。救命講習を地域行事として繋がりも保ちながら、多くの住民が応急手当を習得することを目指す。ゆくゆくは屯所にAEDの設置も視野に入れながら。当部において話題にあがるものの単独で実行に移せずにいるので、ご支援ご指導いただけるなら取組と検証をおこない、事例として確立出来たらと考える。	ご意見いただいた内容については、他の自治体などでは活動内容を限定した「機能別団員制度」を活用して取組を行っている例もあります。 ご承知のとおり、奥州市においても機能別団員制度の活用により、消防団OBの方々を消防支援団員として任命し、各分団の管轄区域で火災出動などの活動を行っていただいています。 今後、消防団員の確保に向けた取組の一つとして、他の自治体の例も参考としながら検討してまいりたいと思います。	D